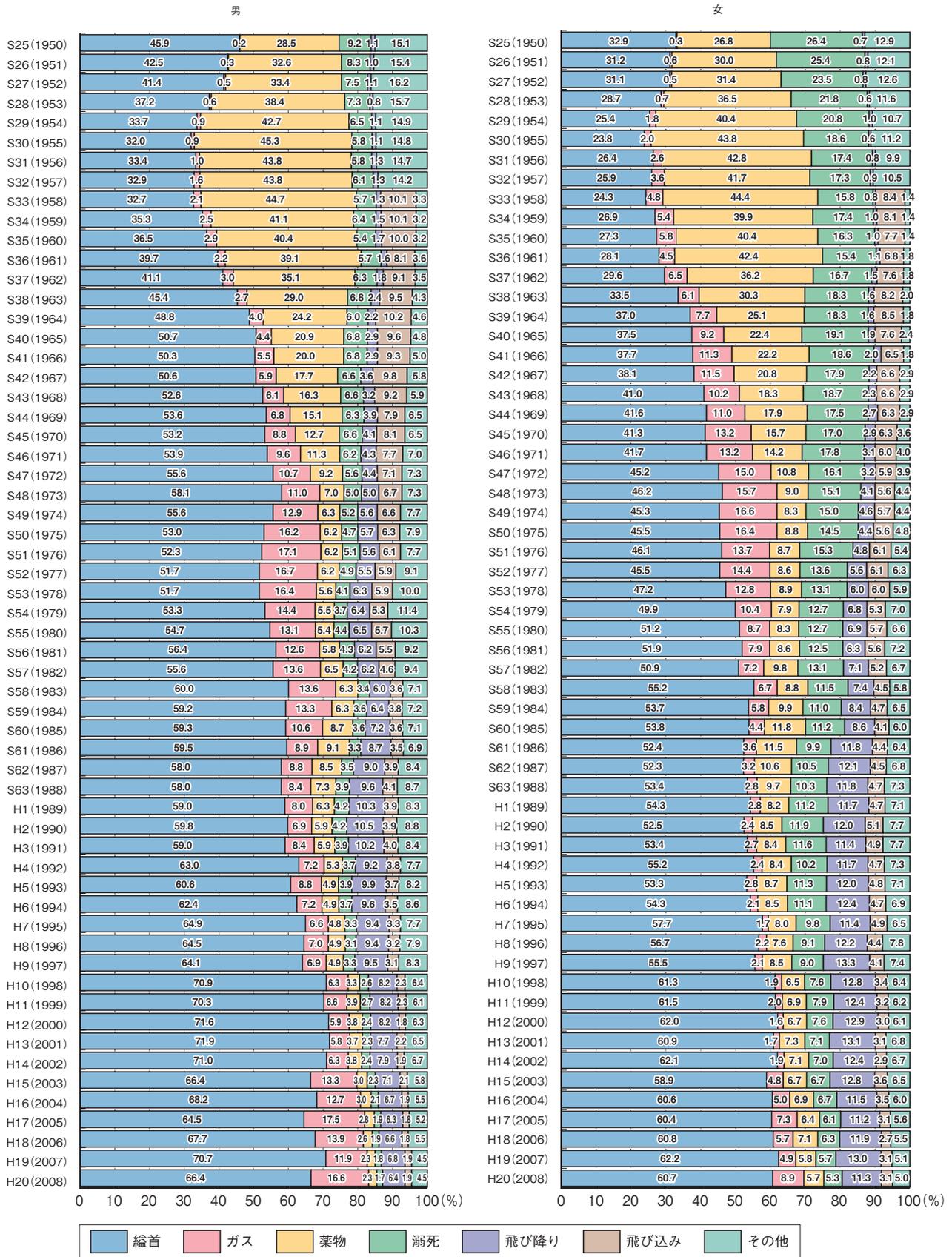




第1-34図 手段別の自殺者数の構成割合



注意：1) 昭和25年～32年と平成7年以降の「故意の自傷の続発・後遺症」は自殺の合計には含まない。  
 2) 昭和25年～32年の「飛び込み」は分類されず、「その他」に含まれる。  
 資料：平成15年までは厚生労働省「人口動態統計特殊報告」、平成16年以降は厚生労働省「人口動態統計」より内閣府作成